



ティー (手)

医療法人 真徳会 介護老人保健施設 真徳苑 施設長 大山 朝賢

私が小学生のころ、スポーツ関係でティー(方言で手)といえば、すぐ唐手、即ち「空手」とわかる人が多かった。小学校4年の時、ウーマクー(わんぱく)だった私は父親のすすめで空手をはじめた。自宅から徒歩で往復1時間ほどの所に大きな庭をもつ個人の住宅が道場でした。空手の師範は公務員で、道場はオープンしていても師範がおられない日が続いたこともあった。小学生は私一人だったせいか、門下の大人の方々から空手以外のことも多々教えてもらった。

沖縄のオジーやオバーは空手のことを方言で
「トウデイ (唐手)」とよく言っていた。しかし
当時の学校では方言使用禁止が厳しく、へたす
ると方言札なるものを首からぶら下げて下校せ
ねばならない状況だった。このようなことから、
「トウデイ (唐手)」という言葉は聞かれなくなっ
て、からての漢字である唐手も次第に姿を消し
ていったように思う。しかしスポーツ用語とし
て、唐手より空手の方がすっきりした感じがし
てわかりやすい。

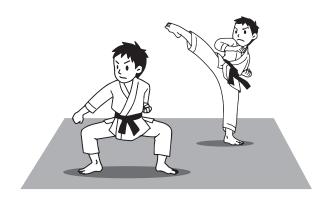
私が入門した空手の師範は首里手(方言で「スイディー」)の使い手であった。首里手は松林流又は小林流として琉球王朝時代からある沖縄の伝統的な武術で主に武士階級に流布したものであったという。この首里手と並び主に商人の護身術として古くから受け継がれたものに泊手(方言で「トマイディー」)、即ち那覇手(方言で「ナーファディ」)がある。泊手や那覇手は剛柔流として首里手と対峙してきた。しかし徳川幕府が幕をおろし明治時代になると、沖縄空

手界にも新たな流派、上地流が加わった。上地 寛文師範(1877年生~1948年没)が若いころ 中国福建省に渡り、武術を学び免許皆伝を得て、 沖縄に持ち帰ったものである。

明治時代は沖縄の空手界に新たな流派が加 わった時代であるが、それと同時に日本全国に 沖縄の空手を流布する基礎を築いた時代とも言 えよう。前述の上地寛文師以外に、首里手の達 人、本部朝基師(1870年生~1944年没)や船 越義珍師(1868 年生~ 1957 年没)等の活躍で ある。彼等3師は期せずして本土へ渡り、道場 を開き多くの弟子を育てた。余談ではあるが、 その中で私が一番好きな師範は本部朝基師、こ と「モトブウドゥンヌサール―(本部御殿の猿) | である。首里城下町では彼の名を知らないもの はいないというほど、若いころから有名で且つ 達人であったという。彼は50才で大阪に行き、 52 才の時、京都で多くの観客の前で、飛び入 りでリングに上り、外国人のボクサーと対戦し 一撃で倒し、当時のマスコミの寵児となった。 その後東京に移り、東洋大や早稲田大空手部の 初代師範となっている。

中国から伝わった空手は琉球王朝時代に武士 や町人の武術や護身術として採用され、そして 独自の発展をしてきた。それが明治時代に新た に上地流が加わり、空手は日本国内から世界へ はばたいた。うれしいことに今年のオリンピッ クに初めて空手が競技として採用されている。 沖縄の喜友名諒選手が出場を内定し、かつメダ ル候補にあげられている。

がんばれ Okinawan!、がんばれ Japanese!







泡盛と私

首里ハートクリニック 安里 尚彦

お酒を飲み始めた(初飲酒)のはおそらく大 学生時代からであろうか。おそらくというのは それ以前にいたずらした記憶がかすかに残って いるからであるが、そこはさらりと流すとして 当時の酒との関りを思い出してみると、なんと まあ呆れるばかり。勢い任せでただ酔いつぶれ るためだけの飲み方であった。当時流行ってい たのがいわゆる「一気飲み」。一時社会現象と なり、死人も出るありさまで問題となったこと は諸兄方の記憶に残るところであろう。周囲の 連中に煽られ、ビールジョッキや泡盛グラスを 傾け一気に喉に流し込むという奔放な、無駄な、 無謀な行動が最初の飲酒行動であった。しかし ながら、当時は当たり前の光景であったし、場 を盛り上げる「効果」や仲間同士の絆を強めた り異性へ接近する「下地」であったりと、それ なりの意義はあったのだと弁明・懐古する気持 ちもあることは否定しない。

その後年を取るにつれ、少しずつお酒の飲み方も変わっていく。結婚し子供もでき、仕事は忙しくなり次第に時間に追われるようになる。そうなるとどうしてもストレス解消は手っ取り早く「夜の酒」ということになっていく。ほどなく40代に入ってから晩酌するようになった(習慣飲酒)。はじめはビール1~2缶であったが、次第に泡盛へ移行していった。

職場の同僚たちとの会食にも泡盛が共にある。居酒屋、スナック、ラウンジどこにでも 泡盛はある。触れる機会の多さと蒸留酒特有の 特徴なのか翌朝の宿酔が軽いこと、そして当然 のことながらその味わいに魅せられ好んで泡盛 を飲むようになった。社交の場では人と人の良 好な関係性を繋ぐ潤滑油の役目を果たし、また酔った勢いで恥ずかしげもなくカラオケに興じることができ大いにストレス発散の立役者にもなってくれる。飲む銘柄の中心は学生時代に飲んでいた久米仙グリーンボトルや、奴樽蔵(当時は十分満足していた)から格上げされ琉球王朝や菊の露 VIP などを楽しむようになった。やはり値段の差だけあって?泡盛特有のまろやかな口当たりと適度な甘みと苦みがほどよく感じられ、和食との相性も抜群、一口食するごとに泡盛で口を湿らすことになる。ほどなくして酔いが進むのは言うまでもない。至福の時を過ごすことができるのである。

50代となり飲み方はさらに進化? (退化かもしれぬ) してきた。最近は会食の機会も落ち着き、時間も以前より短く切り上げるようになった。歳である。深酒は翌日にこたえるようになったための自然な成り行きである。と同時に触れる泡盛にも変化が出てきた。

幸いこれまでの飲酒行動による大きな失敗 はなく(小さい失敗は数多あり)、とりあえず 警察沙汰など他人に迷惑をかけるほどの大きな 問題(問題飲酒)はないことをいいことにより 泡盛を堪能する方向へ誘われていくのは必然で あった。

泡盛は奥が深いとよく言われる。600年もの歴史があればそうであろう。47酒造所があるのもうなずける。その泡盛が沖縄の人の心を癒し文化を築き今もって進化し続け、全国的にも知られ、もしかすると世界の酒を愛する人たちに行き渡る可能性を秘めていることは泡盛推進課の県庁職員でなくとも期待するであろう。

それはさておき、泡盛の魅力に魅せられた理由と個人的な好みの銘柄をご紹介したい。これまでそれほど銘柄にこだわりがあったわけではなかった。ほどほどよいものが味わえるだけでも十分満足してきた。特に菊の露、久米島の久米仙、比嘉酒造の残波黒、上原酒造の神泉、恩納酒造の萬座は好きな銘柄でそれぞれ特徴があり楽しめる。特にそれぞれメーカーの古酒(クー

ス) は、その豊潤さと口当たりのよさは一般酒 とは一味違う喜びが得られ、ついつい飲みすぎ てしまう (特に晩酌時に寝落ち)。これまでい ろいろな銘柄の泡盛を堪能してきた。値が張る 高級酒の類に入る銘柄は北谷長老や瑞泉酒造の おもろ、特に15年物は逸品である。多良川酒 造の久遠も美味しい。宮古島の銘柄はその甘味 が特徴的で、他の銘柄よりも口当たりがやさし く感じられる。宮の華も好きだ。アルコール度 数はやはり43度物が自分的には好みである。 しっかりとその泡盛の良さが伝わりやすい。飲 み方も大事である。水割りはもったいない。わ ざわざ美味を水で薄めることはなかろうと茶々 を入れたくなる。余計なお世話だが。そう言っ ておきながら私はロックが好きである。さんざ ん泡盛のよさや味わい云々言ってきた割にスト レートでなく結局、水が入っているではないか と突っ込まれても仕方がない。その理由はい たってシンプル。それが好きだから。冷たいも のが好きということと、氷が溶け出して泡盛が 少しだけ薄まっている状態が好きなのである。 自分の好みの味に変わる瞬間が楽しい。泡盛で も43度となればいくら味わい深くとも時に濃 厚で強く感じられることも少なくなく、そうし た銘柄は個人的には少し水が混じったほうが飲 みやすく、その特徴的な味わいを十二分に感じ

ながら楽しめる。

ここまで泡盛の銘柄に意識が向くようになった理由については実は妻の影響が少なからずあると言える。彼女はお酒はあまり飲まない。ほとんど泡盛は飲まなかった。まだワインや発泡酒を好む。その彼女が何かの拍子に泡盛マイスターの資格を取った。講師としてよそ様に講釈するところまで行った。その知識はそこらの愛好家はかなわないのではないか。

そして泡盛に興味を持った彼女は、県内各地 (離島まで)の酒造所巡りに出かけ、ありとあらゆる一般酒・古酒を試飲したり、高価な古酒をいとも簡単に購入するため (私が普段飲みにできない程度のもの)、喜んでお供しついでに試飲・勉強と称して楽しむ機会を持たせてもらったことが泡盛愛の発展へ寄与したといっても過言ではないだろう。おかげで、自分なりの好みの古酒や一般酒と出会えることになった。感謝している。ただ一点、難があるとすれば私が飲みたい高価な古酒を家中のそこかしこに隠し、出し惜しみするところであろう。いわく「大酒吞みにはもったいない」。けんもほろろである。

これからも年月を重ね、自分も歳を取りその 歳に見合った酒の飲み方や泡盛との出会いを大 切にして、残りの人生を楽しみたいと思う今日 この頃である。

原稿募集

プライマリ・ケアコーナー (2,500字程度)

当コーナーでは病診連携、診診連携等に資するため、発熱、下痢、嘔吐の症状等、ミニレクチャー的な内容で他科の先生方にも分かり易い原稿をご執筆いただいております。

奮ってご投稿下さい。

随筆コーナー (2,500字程度)

随時、募集いたします。日常診療のエピソード、青春の思い出、一枚の写真、 趣味などのほか、紀行文、特技、書評など、お気軽に御寄稿下さい。

なお、スポーツ同好会や趣味の会(集い)などの自己紹介や、活動状況報告など、歓迎いたします。



首里城火災復旧支援金のご協力について(お願い)

本会から会員宛、標記支援に係るご協力について、文書にてご依頼申し上げたところでありますが、本誌でも広く会員より寄付を募ることといたしました。

つきましては、本趣旨にご替同いただきご協力賜りますようお願い申し上げます。

本支援金の申込につきましては、「首里城火災復旧支援金申込書」をコピーの上、FAX (098-888-0089) にてお申込み頂きますようお願い致します。

問合せ先:沖縄県医師会 経理課

(TEL: 098-888-0087)

首里城火災復旧支援金趣意書

令和元年 10 月 31 日未明に、沖縄県民にとって象徴的な存在であり、歴史と文化の心に彩られた首里城が、火災により正殿をはじめとする 7 棟が焼失するという甚大な被害を受けました。

また、建物だけに留まらず琉球王朝時代から伝わる書跡や工芸品等、貴重な収蔵品も 400 点以上が焼失したとみられております。

我々県民にとって、首里城は沖縄復興のシンボルであるとともに県民の誇りであり、多くの皆様が心を痛めておられること と存じます。

首里城の再建に向けた動きが加速する中、沖縄県内外の方々より、首里城火災の復旧・復興のための多数の励ましや支援の申し出が寄せられているとのことです。

このような状況を踏まえ、沖縄県医師会としましても、会員の皆様を対象として首里城再建に向けた支援金募集を開始する ことにいたしました。

この募集により、皆様からお預かりした支援金は、その全額を首里城の復旧・復興に取り組む沖縄県へ寄付させていただきます。

つきましては、一人でも多くの会員の皆様がこの趣旨にご賛同賜り、一丸となって沖縄の歴史を物語る文化遺産である首里 城が一日でも早く復興できるようにお手伝いをして参りたいと存じます。

何卒ご理解及びご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

令和元年 11 月 28 日 一般社団法人 沖縄県医師会 会長 安 里 哲 好

募集要綱

1. 支援金の名称 首里城火災復旧支援金

2. 募集期間 令和元年 12 月 2 日~令和 2 年 5 月 29 日

3. 支援金額 一口 3,000 円 (何口でも可)

※一口3,000円は目安です。希望する金額をお願い致します。

4. 申込み及び納付方法

別紙「首里城火災復旧支援金申込書」により申し込み(本会宛 FAX または郵送)のうえ、<u>5 月 29 日(金)</u>までに下記口座 へお振込み頂きますようお願い致します。

- ●沖縄銀行 我如古支店 口座番号 1725534
- ●琉球銀行 真栄原支店 口座番号 0511428

口座名義 社) 沖縄県医師会 首里城火災復旧支援金 常任理事 稲田隆司

※振込口座名は、「沖縄県医師会首里城支援金」と省力も可。

※募集期間終了後、お預かりした支援金はその全額を速やかに沖縄県へ寄付いたします。

5. 支援金の税制上の取扱い

この支援金は、「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。 個人の方は寄付金控除(所得控除)、法人(医療法人等)の方は損金算入が認められます。支援金をお寄せ頂きました全会員宛、 本会にて発行した寄付金受領証明書を送付いたしますので大切に保管ください。

※募集期間を過ぎて振り込まれた支援金については、上記寄附金には該当せず、寄付金控除や損金算入が認められませんのでご留意ください。

首里城火災復旧支援金申込書

令和 年 月 日

沖縄県医師会経理課 行

FAX 098-888-0089

(TEL 098-888-0087)

住所

医療機関名

氏名

電話番号

記

●**支援金額**(口数及び金額をご記入ください)

※一□ 3,000 円

申込口数 () 口 金額 () 円 ※一口 3,000 円は目安です。希望する金額をお願い致します。

- ●振込日 振込予定日 月 日 ※本支援金は、引き去り対応ができませんのでご了承ください。
- ●振込先口座

沖縄銀行 我如古支店 口座番号1725534 琉球銀行 真栄原支店 口座番号0511428

ロ座名義 社)沖縄県医師会 首里 城 火災復 旧支援金 常 任理事 稲田隆司

※振込口座名は、「沖縄県医師会首里城支援金」と省力も可。

※募集期間中の振込手数料はかかりません。

※但し、琉球銀行については、窓口にてお振込み頂いた場合に限ります。



令和 2 年 4 月 1 日からの民法改正により、法定利率が $5\% \rightarrow 3\%$ に変更されるため、損害賠償金が引き上げられる事案が増加することが予想されます。

それに対応できるよう、特約保険は令和2年7月1日始期契約より、1事故3億円、保険期間中9億円に支払限度額が引き上げられます!! なんと掛金は据え置きとなります。

この機会にぜひともご加入をご検討ください。

日医医賠責特約保険未加入のA会員のみなさまへ

♥日医医賠責特約保険 中途加入のおすすめ

毎月1日での中途加入ができます

日医医賠責特約保険は、日医医賠責保険の特色を継承し補完する、A会員の任意加入保険です

平成30年4月以降に新たに創設される介護医療院(法人立の場合定員99名以下)も特約保険の対象とすることが出来ます。

特約保険の特長

日医医賠責保険の上乗せ

開設者・管理者責任のカバー

高額賠償への対応

合理的な掛金

加入をおすすめするA会員

非A会員が起こした医療事故について、開設者・管理者としての賠償にも備えたいA会員

法人 (99床以下の法人立病院と法人立診療所) の 責任部分の賠償にも備えたいA会員

高額賠償の支払い(1事故2億円、保険期間中6億円まで)に備えたいA会員

特約保険と日医医賠責保険の関係



保険期間

中途加入月1日から 令和2年7月1日

中途加入手続き

中途加入月の前月15日までに 所属の都道府県医師会 (一部地域によっては、郡市区医師会)へ

*詳しくは裏面ご参照

●お問い合わせは本会まで●

日本医師会(医賠責対策課) 〒113-8621東京都文京区本駒込2-28-16 TEL03-3946-2121

日医医賠責特約保険の概要

1. 保険契約者:公益社団法人 日本医師会

基本契約の日医医賠責保険を、「特約保険」で拡張担保する方式で、 損害保険会社との直扱契約とする。

- 3. 保険加入者: A会員(非A会員は加入できない)
- 4. 加入方法: A会員の任意加入とする。
- 5. 被保険者:

A会員およびA会員が理事である法人またはA会員が管理者である医 療施設を開設する法人

- ただし、下記の医療施設を対象とする。
 (1) 診療所(個人、法人立を問わない)
 (2) 個人立病院・介護医療院(病床数・定員数の上限なし)
 - (3)99床以下の法人立病院
- (4) 定員99名以下の法人立介護医療院

病院については一般病床と療養病床を対象とする。

また、以下については、対象外。 ① 結核病床と感染症病床

- 精神病床(ただし、一般病床を主として有する病院の中の精神 (2) 病床は対象となる)
- 介護老人保健施設
- 国、独立行政法人、国立大学法人、社会保険関係、会社が開設す る医療機関および公的医療機関(いずれも、病院・診療所を含む)

6. 保険金の支払い:

「特約保険」では、非A会員の医師に固有の責任がある 場合でも、「カット払い」を行わずに被保険者に対して保 険金を支払う

ただし、非A会員が一般の医賠責保険を付保している場合には、 日医医賠責保険及び日医医賠責特約保険と保険金の支払いに ついて責任分担を行う。

7. 求償権の行使:

求償権の行使については、「賠償責任審査会」において

8. てん補限度額:日医医賠責保険と合算して

1事故 (同一医療行為につき) 2億円 保険期間中 (年間)

9. 免責金額:

1事故 (同一医療行為につき) 100万円。ただし、日医医 賠責保険から支払われるべき保険金がある場合には、特約 保険は免責金額を適用しないで保険金を支払う。

10. 医療施設事故:

医療施設を起因とした事故は、不担保。

日医医賠責特約保険の保険期間は、毎年7月1日から翌年7月1日までの1年間となっていますが、 中途加入の場合の当年度保険期間は、中途加入月の1日から翌7月1日までとなります。

特約保険のてん補限度額と掛金*1 中途加入の掛金は、下記の年間掛金に対し、加入月数に対応する月割になります



- 上記掛金には、制度運営に関わる経費が一部含まれています * 1
- 病院については、常勤A2会員の在籍数に応じて、掛金区分が異なります。 (A2会員とはA2(B)会員及びA2(C)会員をいいます。)
- * 3 病床数は、医療法に規定する一般病床と療養病床の総計許可病床数です。
- 病院の精神病床については、別途、日本医師会 (電話 代表03-3946-2121) までご照会ください。

<令和2年2月1日から中途加入する場合の手続きスケジュール>



<診療所を対象施設として、令和2年2月1日から中途加入する場合の掛金> 20,000円 (年間掛金) × (5ヵ月/12ヵ月) =8,330円



令和2年4月1日より、日医医賠責保険に 「医療通訳サービス」が付帯されます!!



目的

今後、訪日・在日外国人の増加が見込まれる我が国において、医療機関を受診する外国人患者数の増大が 予測されることから、医療通訳サービスの活用により医師と患者の良好なコミュニケーションを確保し、医療事故 の防止につなげることを目的とします。

医療通訳サービスの概要

- ○契約形式:日本医師会医師賠償責任保険 基本契約への医療通訳サービスの付帯
- ○利用対象者:開設者・管理者が日本医師会A1会員である医療機関の医師・職員
- ○医療通訳の内容
 - ・電話医療通訳:A1会員一人あたり年間20回まで無料、17言語、毎日8:30-24:00
 - ※無料利用回数を超過した場合、追加費用は時間精算となり、5分毎1,500円(税抜き)を利用したA1会員の 先生方にご負担いただきます。
 - ·機械翻訳:回数無制限、17言語、毎日24時間
- ○開始時期:2020年4月1日
- ○当該サービス利用による費用はございません。(上記超過分は除く)

スムースなサービス利用のために事前登録をお願いします!!

医療通訳サービスの提供に当たっては、電話医療通訳を利用する電話番号等事前の登録が必要となります。

※利用登録がない場合であっても会員確認が出来た場合には電話医療通訳を利用することが出来ますが、別途利用登録が必要となります。

登録方法は?

右記QRコードよりお申し込みください。 (読み込めない場合は下記URLよりお申し込みください) 登録開始は令和2年1月20日からです。



パソコンからのエントリーご希望の会員の皆様は下記<URL>よりお申し込みください。

< URL > https://mediphone.jp/forms/jma.html
 医療通訳サービスの詳細については、日本医師会のホームページ「メンバーズルーム」内の「医師会活動について」→「会員の皆様

ご注意

<ご注意とお願い>

へ」→「日本医師会医師賠償責任保険制度」→「令和2年4月1日より、医療通訳サービスが付帯されます!!」内をご覧下さい。

医療通訳サービスの開始に当たり、会員の皆様にスムースなサービスの提供と会員確認の為、日本医師会に登録されているA1会員の①医療機関名(所属施設名)②施設所在地の電話番号(医療機関の電話番号)の2点を事前に医療通訳サービス提供会社に提供させて頂きます。提供に同意されない会員の皆様はお手数ですが、日本医師会医賠責対策課(03-3942-6136 平日9:30~17:30)へ令和2年1月17日までにご連絡願います。ご連絡がない場合は同意頂いたものとさせていただきます。※提供する上記情報は利用登録時および未登録時の緊急電話医療通訳サービス提供時の日本医師会会員の確認に使用し、その他には使用致しません。なお、提供に同意されない場合には医療通訳サービスが提供できないことがありますのでご了承ください。

※具体的なサービス内容は裏面をご覧ください!!

医療通訳サービスをご利用される場合は!

内容は?

電話医療诵訳

対応言語:17言語

対応時間:毎日8:30-24:00



※IC、ムンテラにも対応

広東語

スペイン語 英語 中国語 韓国語 ロシア語 ベトナム語

ポルトガル語:ネパール語 フランス語

モンゴル語

インドネシア語 ペルシア語 ミャンマー語 ヒンディー語 タガログ語

医療専門の会社として蓄積してきた、 医療現場における通訳ログを活用して精 度を高め続けている医療機関向け機械翻 訳.

対応時間:毎日24時間

対応言語:17言語

機械翻訳

言語は電話通訳と同じ17言語対応してお り、ご契約いただく通訳分数を消化する ことなく、24時間、制限なくいくらでも お使いいただけます。



来院・受付

タイ語



機械翻訳

電話通訳





電話通訳





機械翻訳

電話通訳

使用方法は?

- ○サービス提供開始前に利用申込書にてエントリーいただき、サービス提供会社は情報の事前登録をいたします。
- ○利用者から直接専用電話番号に架電します。サービス提供会社は事前登録情報を確認し通訳サービスを提供いたします。
- ○また、エントリー未済であっても緊急に通訳サービスを受ける必要がある場合は、お問い合わせ番号に架電いただき 通訳サービスの提供を受けることが出来ます。その場合は今後の利用に向け、後日「利用申込書」を提出いただき、 担当者名、利用可能性のある電話番号を登録いただきます。

(もしも利用対象外の医療機関である事が判明した場合は、利用者に対して費用が請求されます。)

電話医療诵訳



00

無制限

固定電話・PHS OK

何台でも利用登録

OK

- 院内でお使いの固定電話・携帯電話・ PHS・スマホからお申し込み後すぐにご 利用可能
- ✓ 電話通訳の利用可能台数は無制限

機械翻訳

(スマホ・タブレット)



App Store



mediPhone アプリ



アプリDLによる既存端末の利用

OK

- ✓ アプリをダウンロードすることで、 既にお持ちの端末からでもご利用可能
- ✓ PWを入力し、アプリから簡単な画面操 作で各機能を呼び出し・1台で完結



沖縄県感染症発生動向調査報告状況

(定点把握対象疾患)

疾 病	定点区分	5週	6週	7週	8週	
		2/2	2/9	2/16	2/23 (定点あたり)	
		報告数	報告数	報告数	報告数	
インフルエンザ	インフルエンザ	782	735	595	450	(7.76)
RS ウイルス感染症	小児科	1	5	0	3	(0.09)
咽頭結膜熱	小児科	14	14	11	13	(0.38)
A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	小児科	97	97	84	103	(3.03)
感染性胃腸炎	小児科	106	144	117	94	(2.76)
水痘	小児科	28	24	38	21	(0.62)
手足口病	小児科	2	3	3	2	(0.06)
伝染性紅斑	小児科	3	5	2	0	(0.00)
突発性発疹	小児科	10	10	13	4	(0.12)
ヘルパンギーナ	小児科	0	3	1	3	(0.09)
流行性耳下腺炎	小児科	3	7	3	0	(0.00)
急性出血性結膜炎	眼科	0	0	0	0	(0.00)
流行性角結膜炎	眼科	5	1	12	11	(1.22)
細菌性髄膜炎	基幹	1	0	2	1	(0.14)
無菌性髄膜炎	基幹	0	1	2	1	(0.14)
マイコプラズマ肺炎	基幹	3	6	1	1	(0.14)
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	基幹	0	0	0	0	(0.00)
感染性胃腸炎(ロタウイルス)	基幹	16	6	5	0	(0.00)

^{※1.} 定点あたり・・・対象となる五類感染症(インフルエンザなど 18 の感染症)について、沖縄県で定点として選定された医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると定点 1 医療機関当たりの平均報告数のことです。 (インフルエンザ定点 58、小児科定点 34、眼科定点 10、基幹定点 7 点)

※2. 最新の情報は直接沖縄県感染症情報センターホームページへアクセスしてください。 麻疹の情報も随時更新しております。

http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/eiken/kikaku/kansenjouhou/home.html

訂正とお詫び

3月号会報掲載の「令和元年度第3回マスコミとの懇談会(P32)」の講演者の名前が間違っていましたので、お詫び申し上げます。

\$\ldot\0 \$\l

(誤) 豊見 尚已 先生

(正) 豊里 尚己 先生